

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告 東大阪

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年７月３日

大阪法務局東大阪支局

登記官 永 野 治

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第１２２０－２０２６－０００１号	大阪府東大阪市衣摺三丁目６５７番
第１２２０－２０２６－０００２号	大阪府東大阪市衣摺三丁目６５８番
第１２２０－２０２６－０００３号	大阪府東大阪市衣摺三丁目６５９番